

令和 6 年

第 9 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会



## 令和6年第9回定例教育委員会日程

日 時 令和6年9月27日（金） 午前10時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名  
新山 訓代

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則の制定  
について

（文化・スポーツ課）

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則の制定に  
ついて . . . . 1

議案第 1 号

我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則の制定について

我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 2 7 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市附属機関設置条例第 4 条の規定に基づき、我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則を制定するため、提案するものです。

## 我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会規則

### (趣旨)

第1条 我孫子市附属機関設置条例（令和元年条例第17号）第4条の規定に基づき、我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める人数で、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者 2人

(2) 市職員 3人

2 委員は、委員会がその担任する事務について調査審議を終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により、選出する。

2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数かつ第2条第1項第1号に掲げる委員のうち1人以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、生涯学習部文化・スポーツ課において処理する。

### (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。